

亀山市告示第109号

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部を改正する告示

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「暴力団関係法人等」の次に「（以下「暴力団等」という。）」を加える。

第2条第1号ウ中「提供」の次に「又は物件の製造請負」を加え、同号オ中「その他」の前に「アからカまでに掲げるもの以外の契約又は協定であって、」を加え、同号オを同号キとし、同号エの次に次のように加える。

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定

第2条第2号イを次のように改める。

イ アに掲げる者以外の者であって、市の競争入札の参加者となるもの又は随意契約の相手方となるもの（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）

第2条第2号ウ中「以外のもの」を「以外の者」に改め、同条第4号中「地位にある者」の次に「（これらの者が非常勤である場合を含む。）」を加え、「支配」を「関与」に改め、同条第8号中「契

約等に関し行われる暴力的要求行為（法第2条第7号に規定する暴力的要求行為をいう。）その他の不当な要求」を「市の契約等の相手方（以下「受注者」という。）又は下請負人等に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）」に改め、「妨害」の次に「（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）」を加え、同号を同条第11号とし、同条第7号中「支配」を「関与」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「捜査機関等」を「警察等関係行政機関」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

（5）下請負人等 下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。

（6）資材販売業者等 次に掲げる資材販売業者、廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設をいう。

ア 資材販売業者（資材等を扱う次に掲げる者をいう。）

（ア）法人又は個人が経営する会社等

（イ）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及びその構成員

（ウ）中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及びその構成員

（エ）その他資材等を販売する事業者及びその構成員

イ 廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を

いう。)

ウ 廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)

(7) 契約者等 入札参加資格者等若しくはその役員等、下請負人等若しくはその役員等又は資材販売業者等若しくはその役員等をいう。

第3条の見出し中「捜査機関等」を「警察等関係行政機関」に改め、同条中「入札参加資格者等又はその役員等」を「契約者等」に、「捜査機関等」を「警察等関係行政機関」に改め、「場合は、その内容を審査し、その事実を確認した」を削り、「前条第1号ア又はイに該当する契約等に係るものにあつては亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）に基づく指名停止を、それ以外の契約等に係るものにあつては指名停止に準じた措置又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置（以下「指名停止等の措置」という。）」を「この告示に基づき、適切な措置」に改める。

第4条の見出し中「関係行政機関等からの情報提供」を「警察等関係行政機関に対する情報確認」に改め、同条第1項中「関係行政機関等から情報の提供があつたときは、必要に応じ、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げるいずれかの場合に該当するかどうかを警察に対し確認するものとする」を「契約者等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者かどうかを、警察等関係行政機関に対して当該情報の確認を行うことができる」に改め、同条第2項中「市長」を「前条の規定」に、「の結果、入札参加資格者等又はその役員等」を「により、契約者等」に、「ことを確認したときは、指名停止等の措置を行うものと」を「者と認められる場合について準用」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

（契約等の入札参加資格者等又は下請人等からの排除並びに契約

の解除)

第5条 市長は、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められるときは、亀山市建設工事等にかかる指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づき、適切な措置をとるものとする。ただし、第2条第2号イ又はウに規定する者の場合は、指名停止措置要綱に準じた措置をとるものとする。

2 前項の規定は、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていた場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による措置を受けた入札参加資格者等と契約等があるときは、当該契約等を解除することができるものとする。

4 市長は、受注者が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められるものを下請負人等としていたときは、受注者に対し当該下請負人等との契約等の解除を求めることができるものとする。

5 第1項の規定は、受注者が前項の規定による契約等の解除の要求に従わなかった場合について準用する。

（契約等における資材購入等からの排除及び契約の解除）

第6条 受注者及び下請負人等は、資材販売業者等又はその役員等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められるときは、当該資材販売業者等から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

2 前条第1項の規定は、入札参加資格者等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等であると知りながら資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用した場合について準用する。

3 前条第3項の規定は、別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等から、資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用している入札参加資格

者等との契約がある場合について準用する。

4 市長は、受注者又は下請負人等が別表に掲げる場合のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等と契約があるときは、受注者に対し当該資材販売業者等との契約等の解除を求めることができるものとする。

5 前条第1項の規定は、受注者が前項の規定による契約等の解除の要求に従わなかった場合について準用する。

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者に対し、受注者又はその下請負人等が市と締結した契約等の履行に際し暴力団等による不当介入を受けた場合には当該受注者が直ちにその旨を市に報告することを求めるとともに、三重県亀山警察署への通報及び警察等の捜査上必要な協力を行うよう指導するものとする。

2 市長は、受注者から前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに三重県亀山警察署に連絡し、及び協議するとともに、受注者に対し、その対応について適切に指導するものとする。

3 第5条第1項の規定は、受注者が第1項の報告、通報及び協力を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められる場合（正当な理由なく、不当な介入に漫然と応諾し、これを報告し、及び通報しなかった場合をいう。ただし、不当要求の程度が軽微であり、受注者又は下請負人等において直ちに拒否する等の確に対応し、以後の要求がないような場合において報告及び通報を怠ったときを除く。）について準用する。

4 第5条第3項の規定は、前項の規定による措置を受けた受注者と契約等がある場合について準用する。

5 市長は、不当介入を受けたことを理由に、契約期間の延長等の措置をとる場合には、警察等捜査機関との協議内容を踏まえ、適切に契約期間の延長等の措置をとるものとする。

第8条中「の規定による通報、第4条第1項の規定による情報提供並びに第5条第2項の規定による確認及び同条第3項の規定によ

る通報」を「から第7条までの規定」に、「を適正に管理し、」を「の管理の徹底」に改める。

第9条を次のように改める。

(三重県亀山警察署との連携)

第9条 第3条から第7条までの規定による措置は、三重県亀山警察署と連携して行うものとし、この告示に定めるもののほか、当該措置に係る手続は、市長と三重県亀山警察署長が協議して別に定める。

別表中「第4条」の次に「、第5条、第6条」を加え、同表4の項中「暴力団等と共に食事、遊戯、旅行、スポーツ等をする等」を削り、「場合」の次に「(友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合において、特定の場所で偶然出会った場合を除き、年1回でもその事実があると認められる場合は当該要件に該当するものとする。)」を加え、同表5の項中「の開催するパーティ等に参加し、暴力団等の出席する会合等に同席する等」を「と」に改め、「関係」の次に「(暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団等が開催するパーティその他の会合に招待し、招待され、若しくは同席する関係を含む。)」を、「場合」の次に「特定の場所で偶然出会った場合等を除く。)」を加え、同表6の項中「役務の提供を受ける等暴力団等」を「これら」に改める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。